

反トラスト法におけるスタンディング問題の動向

谷 原 修 身

目 次

- 一 問題の所在
- 二 反トラスト法におけるスタンディング問題の特質
- 三 判例上の理論的根拠
 - (一) 下級審における理論的根拠
 - (二) 連邦最高裁判所の立場
- 四 最近の動向
 - (一) マラムード (Malamud) 判決の意義
 - (二) 解決への道
- 五 結 び

一 問題の所在

二〇世紀の社会は自ら造りつつある無数の社会的変化の軌跡を、次第に明らかかなものとして我々の前に描きつつある。その変化の最大のものとは技術的進歩と理論的發展の産物としての「自由企業体制」に対する政府による規制および支配の増大である。この変化は当然のこととして自由社会の先端を行くアメリカ合衆国において最も顕著な形で認められよう。そこでは複雑な相互依存的経済体制が重要性を増しつつあり、このような経済体制にあって、そのイン

バクトを最も直接的に受け止めるべき法領域は反トラスト法であろう。何故なら、反トラスト法が取扱い対象は経済体制における自由競争とそれを刺激する為の産業構造に向けられているからである。その意味で反トラスト法と経済社会および経済学との関係は密接不可分である。⁽¹⁾この現象は我国においても、経済憲法と呼ばれる独占禁止法が制定以來初めての強化改正作業が進行していることをもってしても容易に立証しえると言えよう。⁽²⁾

このアメリカ反トラスト法体系は公的役割と私的役割から構成されているが、最近、公的役割としての政府機関の機能増大の要求と同時に、私的役割としての種々の消費者団体や個人による反トラスト活動の積極化が促進されている。これは大量生産に伴う大量販売の必要性に呼応したマルチ・レベル販売体制の急速な展開に対処する為のものである。実際に、この垂直的販売体制の一部分において実施された反トラスト行為は当然に最終消費者に対して何らかの波及効果を与えるものと予想しえる。

過去一〇年間に、連邦裁判所に持ち込まれた反トラスト私的訴訟の数は三倍以上に増大したと報じられている。⁽³⁾勿論、このような統計的数字のみによって訴訟活動の一面を判断することの危険性は指摘されるまでもない。しかし、従来、一種の「ストライキ訴訟」とさえ看做されていた⁽⁴⁾「三倍賠償訴訟 (treble damage action)」に対して関心が高まっていることは疑う余地がない。ともかく、連邦反トラスト訴訟の量的増大は裁判所をして、先ずいかに効率的にこれらの訴えを裁くべきかと言う観点からの問題解決の必要性を迫ることとなった。その結果、訴訟の出発点とも言うべき、誰が私的訴訟を為す資格を有するか―要するに誰が「Standing to sue」を維持しえるかの問題が争点となった。反トラスト法におけるスタンディング (Standing) 問題は過去六〇年に及ぶ連邦下級審判決を通じて分裂の様相を深め、「名うての神秘 (Proverbial Mystery)」⁽⁵⁾とまで言われるに至った。このような状況を惹起した原因は何に求められるべきか、そして、その解決はいかなるアプローチによるべきか、が重要な反トラスト法の問題を形成

する。

この小論文の目的はアメリカ反トラスト法において最も重要な機能を果たすと考えられる私的実施部門の入口とも言うべき私的訴権の問題について、その解決が急務であること更に、この解決は消費者の訴訟援助の観点から見て重要な比重を占めていること⁽⁸⁾を認識して、最近の顕著な動向を分析することにより、我国の問題を把握する為の一端とすることにある。特に筆者が関心を抱いている消費者の利益の問題分析はこのスタンディング問題の解決から始まると言わなければならない。その意味で、この問題の正確な分析は筆者の今後の研究の出発点となることを期している。

注

- (1) この点を指摘する最近の文獻は L. A. Sullivan, Handbook of Law of Antitrust, West Pub. Co. 1977, p. 1.
- (2) 「公正取引」第三三二〇号參照。
- (3) D. B. Lytle & B. Purdue, Antitrust Target Area under Section 4 of the Clayton Act, 25 Am. U. L. Rev. 795 (1976).
- (4) E. E. Pollock, Stanting to sue, remoteness of injury, and the Passing-on doctrine, 32 Antitrust L. J. 6 (1966).
- (5) Ibid.
- (6) Comments, Standing under Clayton §4: A Proverbial Mystery, 77 Dickinson L. Rev. 92 (1972).
- (7) 最近この点を指摘する文獻は多数見られるが、特に D. Berger & R. Bernstein, An Analytical Framework for Antitrust Standing, 86 Yale L. J. 809-883 (1977) は本論文作成上、多くの指針を与えた。
- (8) この点は反トラスト強化法(The Hart-Scott-Radino Antitrust Improvement Act of 1976) によらずに既に述べた州での Parents Patriae Action と類似の理論が有る。この問題については M. Handler & M. D. Blech-

man, Antitrust and the Consumer Interest: Fallacy of Parens Patriae and A Suggested, 85 Yale L. J. 626-676 (1976).

二 反トラスト法におけるスタンディング問題の特質

アメリカ連邦裁判所において伝統的なスタンディング理論として論じられているのは合衆国憲法第三条に基づく司法権に訴える為の必要条件をめぐるのである。⁽¹⁾しかし、この問題は裁判官および法学者から複雑で矛盾を含むものであると看做されている上に、判例も対立して必要要件についての定説はない。それにも拘わらず、行政訴訟手続法⁽³⁾が制定された結果としてスタンディング要件の拡張傾向が顕著となったと云われる。⁽⁴⁾更に最近の最高裁判所はスタンディング要件を緩和する方向を明確に示しており、⁽⁵⁾従来⁽⁶⁾の判例では否定されてきた多くの原告がスタンディングを与えられる傾向が見られる。このような傾向は多くの注釈者の支持を得ている。⁽⁷⁾

以上のような公法領域におけるスタンディング問題と同様に反トラスト法の領域における展開も複雑な様相を呈しており、連邦裁判所の間で、この問題ほど異なった取扱いを受けたものは他の法領域では見られないとまで言われている。⁽⁸⁾反トラスト法におけるスタンディング問題はシャーマン法⁽⁹⁾第七条に三倍賠償 (treble damages) 規定が設けられたことと同時に発生した。しかし、この規定はシャーマン法違反行為のみを対象としていたので、その後、すべての反トラスト法の下での私的訴訟を規定したクレイトン法⁽¹⁰⁾の第四条として殆んど変更されずに代替された。従って以後スタンディング問題は第四条の規定をめぐって展開されてきた。

第四条は「反トラスト法⁽¹¹⁾で禁止されたことにより (by reason of) 自己の営業⁽¹²⁾もしくは財産 (business or property) に損害を被った、いかなる者 (any person) も……… 被った損害の三倍額と弁護士費用を含んだ訴訟費用を

賠償される」と規定する。この表現は包括的ではあるが文字通りに解釈するなら、その意味することは極めて明瞭であると言ふこともできよう。⁽¹²⁾ 即ち、この規定の下で三倍賠償を請求する資格を有する為には、①反トラスト法に違反する行為が存在すること、②自己の営業もしくは財産 (Business or property) に対する損害が、その違法行為と因果関係を持つこと、の二点のみを証明すれば良く、この証明が可能ないかなる者 (any person) も訴訟資格を有することである。⁽¹³⁾ しかし、このような一見明瞭と思われる規定をめぐって下級裁判所は全く異なった立場を取り、この規定の範囲を極力制限する目的から独自の解釈基準を採用した。その結果は解釈基準の乱立状態を呈し、同じ基準を採用する裁判所間でさえ異なった判定が下されることさえ生じた。⁽¹⁴⁾

これらの裁判所は、この包括的な規定を文字通りに解釈することによって生じる訴訟の洪水状態の弊害を避けることを最大の理由として掲げ、反トラスト法違反行為によって損害を被った、すべての者が当然に訴えうるのではないことを前提にして、規定中の二つの言葉、business or property と by reason of の解釈に焦点を向けた。その解釈基準は後述する如く裁判所によって異なるが、一般的に云えることは、この規定の下で潜在的な原告に課される举证責任が極めて重いと言うことである。原告は単に反トラスト法違反行為が存在することのみではなく、金銭的損害 (pecuniary injury) の事実と、それが自己の営業もしくは財産に対して生じたことに加えて、その違反行為と損害との間に因果関係が存在することまで証明しない限りスタンディングを失うことを意味する。⁽¹⁵⁾ このような反トラスト法に独自のスタンディング要件が課されることとなり、これが六〇年に及ぶ論争の原因となった。

第四条のように一見して明瞭と思われる規定が司法的解決を通じて適用上極めて大きな障害を生じることが他の法領域においても起りうるであろうが、この反トラスト法のスタンディングに関して顕著な特徴は連邦最高裁判所が直接的な関与をしていない事実と、この法規定の立法過程における議会の意図が判決に反映されていない点⁽¹⁶⁾に求められ

よう。この特徴は、この問題を論じる為の序論であると同時に結論であると考えられるので、以下に反トラスト法に三倍賠償規定が導入された社会背景と、「平易で明確な (plain and precise)」規定⁽¹⁷⁾が設けられた立法的意図を探ることとする。

一九世紀の半頃に至り、アメリカにおける産業社会への移行の顕著な結果として経済力の集中がもたらされた。輸送、石油、鉄鋼、砂糖などの独占化傾向はついにシャーマン法の制定を促した。この法の制定に際して一般大衆のトラスト (trust) に対する反対の気運がどのように作用したかは明らかでないが、少くとも議会が一般大衆の感情に敏感に反応したことは否定しえない⁽¹⁸⁾。更に議会は反トラスト法の円滑な実施を促進するためには政府のみではなく一般大衆の力が大きく寄与することを期待していた⁽¹⁹⁾。特に三倍賠償規定の導入によって従来コモン・ローにおいては不可能であった新しい救済方法を確立したと言える。コモン・ローにおいて取引制限 (restraints of trade) は有効視されていたし、独占がコモン・ローにおいて違法であると言うことと、コモン・ローによって破壊しえると言うことは全く別の問題でしかなかった。一八八七年から一八九〇年に至る三年間に取引制限の協定を無効とした判決が出され⁽²⁰⁾裁判所の気運が示されたがトラスト問題を解決するには十分なものではなく、トラストの積極的な訴追を可能とする立法の制定が強く望まれた⁽²¹⁾。従って反トラスト法の制定により私的訴訟と金銭的救済手段を与えて損害を被った個人の積極的な訴訟の提起を促すことは、結局、トラスト行為の発生を阻止する効果が得られることになるとの期待が含まれていたことは明白である⁽²²⁾。即ち、この第四条は「この法の実施において政府を補助するための私的追求者としての力を付随的に与えることを企図した⁽²³⁾」ものと理解すべきであろう。しかし、この第四条の包括的な表現が具体的にいかなる範囲の私的訴訟を許すべく企図されたかについては議会の明確な意図を知ることが容易ではない。少くとも規定中の "by reason of" の表現によって一定の原告が訴える権利を失うこととなるような解釈が可能か否か

について議会が注意を払わなかった事実が指摘されている。⁽²⁴⁾もし、議会の意図が私的訴訟が反トラスト法実施効果を持つことに向けられていたと理解するならば、この包括的規定を設けた意図は反トラスト法違反による損害に対して広範囲な私的救済を与えることを目的としたことに求められるべきであらう。⁽²⁵⁾更に、このような解釈が正しいことを立証するものとして、この規定では厳格な解釈を避ける目的で刑事制裁 (criminal sanction) が削除されていることが指摘される。このことは、議会が反トラスト法違反の阻止的効果として刑事制裁よりも私的な三倍賠償訴訟が一層有効であると考えていたことを示すものと考えられる。⁽²⁶⁾

以上に指摘した如く、このスタンディング問題の特質は立法者の政策的意図が下級裁判所によって正確に理解されなかったことに求められるが、その他に裁判所が反トラスト法に対して一種の敵意を抱いていたことも無視しえない要素となる。著名なホームズ (Holmes) 判事がシャーマン法を嫌い「経済についての無知と無能に基づく虚偽」と称したことは周知のことであるが、特に三倍賠償規定に対する裁判所の敵対意識は、この種のケースが複雑な経済的価値判断を必要とすることに起点を発する。更に違反行為者に対して巨額な賠償金の支払義務を課すと言ふ事実が裁判所をして事件の処理を渋らせることとなったと言われる。⁽²⁸⁾しかも、裁判所は一般に、この規定に直接的に反対する程の勇氣を持たなかったが故に厳格な解釈基準を採用しスタンディングを制限する立場を取るに至ったとも言われている。⁽²⁹⁾

ともかく、このスタンディング理論に対して、ある裁判所は「第四条の下で三倍賠償を請求するための権利に対して単純かつ公正で合理的な制限を課しうるもの」として賞讃する。⁽³⁰⁾他方では「法令に対する時代錯誤的司法解釈であり、明らかに規定の表現に矛盾するもの」との批判がある。⁽³¹⁾このような対立的な評価がなされること自体、裁判所における政策の欠如を物語るものと言えよう。この点にスタンディング問題解決の糸口が、見い出されると考えられる

が、以下に紛糾する下級裁判所の主たる理論的根拠を分析することを試みる。

4

- (1) C. D. Robinson & E. Gellhorn, *The Administrative Process*, 1974, p. 196.
- (2) K. E. Scott, *Standing in the Supreme Court—A Functional Analysis*, 86 *Harv. L. Rev.* 645 (1973).
- (3) *The Administrative Procedure Act*, Act of June 11, 1946, ch. 324, 60 Stat. 237, (codified at 5 U.S.C. §§ 551-59, 701-06, 3105 (1970)).
- (4) *Comments, Standing, Separation of Powers, and the Demise of the Public Citizen*, 24 *Am. U. L. Rev.* 853 (1975).
- (5) 一九六八年以後に出された次の判決は、新しい方向への動きを示している。Hardin v. Kentucky Util. Co., 390 U.S. 1 (1968); Flast v. Cohen, 392 U.S. 83 (1968); Ass'n of Data Processing Serv. Organizations v. Camp, 90 S. Ct. 827 (1970); Barlow v. Collins, 90 S. Ct. 832 (1970); United States v. SCRAP, 412 U.S. 669 (1973).
- (6) このような傾向を生じた要因として次のものが挙げられる。① Warren Court の司法的活動。② スタンディング機能の範囲に対する裁判所の考え方の変化。③ 政府の個人に対する規制の増加と相互関係的に個人の政府の行動に対する関心が高まったこと。④ 議会が連邦裁判所の見解に服することを欲しつつあること。Comments, 24 *Am. U. L. Rev.* 838-39 (1975).
- (7) K. P. Davis, *The Liberalized Law of Standing*, 37 *U. Chi. L. Rev.* 450 (1970); Jaff, *Standing Again*, 84 *Harv. L. Rev.* 633 (1971); K. E. Scott, *op. cit.*, p. 645.
- (8) Notes, 10 *Indiana L. Rev.* 532 (1977).
- (9) *The Sherman Act*, Act of July 2, 1890, c. 617, 26 Stat. 219, 15 U.S.C.A. §§ 1-7 策中条は「九五五年に廃止された。Act of July 7, 1955, c. 883, 69 Stat. 283.
- (10) *The Clayton Act*, Act of October 15, 1914, c. 322, 38 Stat. 730, 15 U.S.C.A. §§ 12-27.
- (11) タリントンの法策一条に依るは「Anitrust Laws 及び「Sherman法」タリントンの法」ロロマン・ベントンの法の特定規定「ウインソン・マリン法を含むものとする。しかし連邦取引委員会法 (FTC Act) とロロマン・ベントンの法」

るために懲罰を付加することが望まじうと結論すべきならば、その目的の達成方法は個々のケースにおける証明基準を緩和するのではなく、刑事罰を増大せしめようとする。E. E. Pollock, *The "Injury" and "Causation" Elements of Treble Damage Antitrust Action*, 57 *Nw. U. L. Rev.* 699 (1963). したがって Pollock の見解が私的訴訟の賠償的側面を無視したものであれば、その批判がなされてはならない。Comments, 72 *Colum. L. Rev.* 397 (1972).

- (27) Holmes-Pollock Letters, 163, *M. Howe ed.* 1941.
- (28) H. Clark, *The Treble damage Bonanza: New Doctrines of Damages in Private Antitrust suits*, 52 *Mich. L. Rev.* 363 (1954).
- (29) J. C. Thomas, *A Challenge to Conglomerates: Private treble damages suits*, 3 *Loyola U. L. A. L. Rev.* 299 (1970).
- (30) *Calderone Enterprises Corp. v. United Artists Theatre Circuit, Inc.*, 454 F.2d 1292, 1295 (2d. Cir. 1971).
- (31) *Billy Baxter, Inc. v. Coca-Cola Co.*, 431 F.2d 183, 190 (2d Cir. 1970).

三 判例上の理論的根拠

(一) 下級審における理論的根拠

これまで下級裁判所がスタンディング要件の分析的手段として採用してきたアプローチを理論的根拠に基づいて分類することは困難な作業であると言わなければならない。しかし、敢えて分類するとすれば、直接損害基準 (direct injury test) と目標範囲基準 (target area test) に二大別することができよう。しかし実際は反トラスト法違反行為と原告の申立てる損害との因果関係の強弱により更に細分されることとなる。⁽¹⁾ 以下に、二つのアプローチを分析し、その問題点を指摘する。

(a) 直接損害基準 (direct injury test)

反トラスト訴訟の初期からスタンディング要件を分析するアプローチとして採用されてきたのが直接損害基準であった。これは、その名称の通り原告の主張する損害と被告の反競争的行為との間の因果関係に基準の焦点を向けるものであり、原告の損害が被告の違法行為の「直接的 (direct)」もしくは「主たる (proximate)」結果である場合にのみスタンディングが許され、「非直接的 (indirect)」「遠因的 (remote)」「間接的 (consequential)」「付随的 (incidental)」「派生的 (derivative)」な結果であると判定される場合には原告資格を失うものと考えられる。

このアプローチが最初に公表されたと看做されるロエブ (Loeb) ケースでは、被告、写真器材供給会社⁽⁶⁾が独占化を意図した違法行為を行なった結果として倒産に追いやられた競争会社の株主、債権者であるユダック社⁽⁷⁾が自己の所有する株式の価値が減少したことを理由に訴えた。これに対して第三巡回裁判所は反トラスト法違反行為によって直接的損害を被ったのは倒産した会社のみであり、株主である原告は非直接的損害を被ったに過ぎないが故にスタンディングは与えられないと判定した。この論理は極めて単純であり、原告の主張した損害が他の者が直接的に被った損害から派生したか、それと重複する場合にはスタンディングは否定されることを意味している⁽⁴⁾。しかし、このアプローチは次第に拡張され、原告が反トラスト法違反行為の直接の犠牲者以外の者であって主張した損害が直接的な影響を受けていないと予想される種々の場合にスタンディングを否定する為の理論的根拠とされるに至った。これまで裁判所がこの種のカテゴリーに含めてきたものは、①損害を被った会社の株主、債権者、被備者、⁽⁵⁾②供給者、⁽⁸⁾③賃貸人、⁽⁹⁾④フランチャイザー、⁽¹⁰⁾⑤許可者、⁽¹¹⁾⑥特許権者、⁽¹²⁾⑦最終消費者に大別しえる。⁽¹³⁾

このアプローチに依れば反トラスト法違反行為の直接の被害者である場合は別として、もし、その原告と被告との間に第三者が介在しているなら、通常は原告のスタンディングは否定されることになる。このように一見して単純に見える基準は第四条の下でのスタンディング要件の予測可能性を増す機能を持つと言えよう⁽¹⁴⁾。しかし、このアプロ

チは直接的損害と派生的損害を区別するためにコモン・ローの概念であるプリビティ (Privity) を復活させざるを得なかつた⁽¹⁵⁾。その結果、原告はこの予測可能性を得た代償として自らスタンディングを失うこととなる。かくして、このアプローチはスタンディング要件の決定を原告の申立の内容に関する分析作業から離れて言葉によるラベルの機械的な分析に移行させ、一定の「お守りの公式 (talismanic rubric)」に偶然に適するか否かによって原告の訴権の有無が判定される事態を招くこととなる⁽¹⁶⁾。そこには第四条の政策的意図に対する配慮は全く見られず、単なる物理的な因果関係の究明を強調しているが故に、このアプローチを一層不明瞭なものとしている⁽¹⁷⁾。ある裁判所は、この直接損害基準について、これがスタンディング要件として直接的—非直接的の基準によって制限を課すことは完全に自然であり、正当なものとは認められないと結論を下すに至つた⁽¹⁸⁾。特に、このアプローチは、現代の市場において一般化しているチェーン分配システムにおける最終消費者のスタンディングを許しえるだけの弾力性に欠ける点を考える⁽¹⁹⁾と支持しえないと考えるべきであらう。

(b) 目標範囲基準 (target area test)

前述した直接損害基準が弾力性に欠けることが認識され、これを補う為に予測可能性の低下を承知の上で採用されたのが目標範囲基準である。このアプローチは反トラスト法違反行為によって損害を被つた経済範囲と原告との関係に焦点を置く点で直接損害基準と異なる。このアプローチの定義づけを最初に試みたと言われるコンファランス (Conference) ケース⁽¹⁹⁾では、反トラスト法の下で訴訟原因を述べるためには、原告は共謀 (conspiracy) の一つの目的が取引制限であつたこと、更に、その行為によって損害を被つたことを証明しただけでは不十分であるとされた。即ち、原告は被告の違法行為によって特定の産業において競争状態が破壊される危険に陥っている経済範囲の中に存することを証明するのなければ、反トラスト法が禁止した行為の為に損害を被つたものとは判定されないこ

とを意味する。この考え方に依れば、二つの決定要素を持つ⁽²⁰⁾。第一に被告の違法行為が目標とした経済範囲を確認すること。第二に原告の主張した損害が被告の目標とした経済範囲内で生じたことの証明である。しかし、この目標範囲を定めることは極めて困難なことと言わざるを得ず、裁判所間での対立の原因となった。同じアプローチを採用しながら第二巡回裁判所の立場は被告の違反行為と原告の関係を強調している点で結果的に直接損害基準と同じとなるか、より接近したものとなる。例えば、カルデローネ (Calderone)⁽²¹⁾ 判決は明確に目標範囲基準を根拠としながら直接損害基準の装飾物を身につけている⁽²²⁾。このケースでマンフィールド (Mansfield) 判事は時代遅れのプリビティ概念に固執することに反対し、原告のスタンディングの決定要素は被告の違法行為が「目的とした (aimed at)」相手方、即ち競争者のような者であることであり、被告と直接の取引関係があったか否かは問題ではないことを指摘した。従って、ここでは原告と被告の行為の目標範囲よりも、むしろ目標 (target) 自身に力点が置かれていると見るべきである。同様に、他の裁判所も禁止された違法行為の直接の犠牲者 (direct victims)⁽²⁴⁾ のみが目標範囲に含まれると判定する⁽²³⁾など、直接損害基準と実質的に同一のアプローチであると言えよう。このように目標範囲基準に依拠した場合でも、その目標 (target) を狭く限定するか、目標範囲を違法行為が目的とする相手方を決定するために利用する場合には直接損害基準と合体したものとならざるを得ない。

そこで、このアプローチに依拠する第七および第九巡回裁判所は更に弾力性を増すための理論構成を試みた。即ち、ある裁判所はこの目標範囲の決定に際して予見可能性 (foreseeability) の概念を導入して、被告の目的とした違反行為の性質から特定の経済範囲に含まれる者が損害を被るであろうことを通常の者が予見しえる (foreseeable) なら、その経済範囲の中で競争するいかなる者 (any person) も自己の営業もしくは財産に対して生じた損害について請求すべきスタンディングを持つものと判定した⁽²⁵⁾。更に、この立場はマルヴェイ (Mulvey)⁽²⁶⁾ ケースに踏襲され、

被告、映画配給者の反トラスト的配給契約によって原告の収入が減少したことを理由として訴えたのに対して第九巡回裁判所は原告のスタンディングを許した。本件では被告の違法行為はフィルムムの配給手段を目的としていたが、原告の映画所有者としての地位は損害を被ることが「合理的に予見しえる (reasonably foreseeable)」範囲にあったことを判断基準とされた。この概念の導入により、予見可能な目標範囲に含まれる原告は、その地位の故に損害を被ったものと推定されることとなり因果関係の証明が簡単なものとされる。この点で直接損害基準に伴うプリビティヤ中間介入人の問題について考慮することを不必要とし、第四条の目的とする三倍賠償範囲の拡大と語り政策に一致する。その意味から、このアプローチを高く評価し、もし最高裁が新しい判断基準を採用するならば、この基準が最適であることを指摘する者も多い。⁽²⁷⁾しかし、このアプローチに対する批判も多く見られる。ハンドラー (M. Handler) は、このアプローチが導入する概念は意図した結果を公表することのみに役立つものであって、その結果に到達する為の信頼すべき手段とはなりえないことを指摘して機械的な基準の適用の弊害を批判している。⁽²⁸⁾更に予見可能性の概念について、これが不法行為法 (tort law) から類推されたものであり、すべての反トラスト法違反により生じる損害は過失よりも故意に基づくものであるが故に適用することが不相当であることも指摘されている。⁽²⁹⁾第四条の制限的解釈を支持する立場からは、このアプローチが従来 of 基準では否定されていた反トラスト違反による犠牲者に依存している原告、例えば破産した会社の株主、債権者等にスタンディングを許すことになる点を考慮して、被告に対する無制限な賠償責任を課す結果となることが批判されている。⁽³⁰⁾直接損害基準を支持してきた第二巡回裁判所は当然のこととして、この批判を支持している。⁽³¹⁾

これらの下級裁判所のアプローチ対立は今後も際限なく続けられる可能性がある。それは既述した如く、この問題についての最高裁判所による明確な判定が示されていないことに最大の原因があると言えよう。以下に最高裁の立場

について触れることとする。

(二) 連邦最高裁判所の立場

連邦最高裁判所は反トラスト法におけるスタンディング要件について直接的な判断を示していない。従って、これまで、この問題は下級裁判所に委ねられてきた。しかし、最高裁が、この問題に対して意見を表明する機会は何度かあり、その都度、この第四条の制限的解釈に反対してきた。例えばラドヴィッチ (Radovich) ケース⁽³²⁾において、原告、フットボール選手がリーグのチーム間の共謀の故に損害を被ったことを理由に訴えたのに対して、最高裁は原告の訴権を認め、反トラスト法の実施を助長する為に私的訴訟を刺激すべきことの重要性を認識して次のように述べた。「このような政策に対して裁判所は議会によって特に設定されたことを越えて私的訴人に立証すべき要件を課すべきではなく、私的原告の主張はシャーマン法の一般的取引制限の下で審理されるのみで良く、従って訴人がその違反行為によって損害を被ったか否かの要件に適すること⁽³³⁾で充分である」。その後のケースにおいても、再び第四条の広い解釈を支持し、この法令は無制限なアプローチを指示していることを強調した⁽³⁴⁾。このような立場は継続して維持され、「シャーマン法は表現と適用範囲について包括的で消費者、購入者、競争者、売手ばかりでなく、違法行為の犠牲者はすべて保護される⁽³⁵⁾」ことを指摘した。更に訴訟手続に関して「動機 (motive) と意思 (intent) が主要な役割を演じる複雑な反トラスト法のケースにおいて略式裁判 (summary judgment) は一般に不適切であり、原告から審理 (trial) を奪う略式裁判の申立を許すことを極端に躊躇すべきである⁽³⁶⁾」とも述べている。

このように最高裁の立場は間接的に示されているに過ぎず、これを直ちにスタンディング要件決定の基準として採用しえないことは当然であるが、最高裁の立場の一端を知る資料となりうることは否定しえない。しかし、最高裁が

直接的な干渉を示さない限り、下級裁判所における対立は解決されないのであろう。

注

- (1) 最近の文献に依れば、裁判所の採用した分析基準を第四条に対する制限的解釈の度合に応じて、次のように分類されて居る。①直接損害基準 (direct injury test) ②目標範囲基準 (target area test) ③カーシーン (Karszal) ケースの4区目標範囲基準 ④半目標範囲基準 (proximate target area test) ⑤半長距離目標範囲基準 (foreseeable target area test) ⑥近距離区画基準 (zone of interest test) ⑦無制限基準 (unrestricted test) notes, 10 *Indiana L. Rev.* 534 (1977).
- (2) 1970年以前に同様のケースとして *Ames v. American Telephone & Telegraph Co.* 166 F. 820 (C. D. Mass. 1909) が争われたことは判例を調べれば分かる。 R. S. Sherman, *Antitrust Standing: from Loeb to Malamud* 51 N. Y. U. L. Rev. 379 (1976).
- (3) *Loeb v. Eastman Kodak Co.*, 183F. 704 (3d Cir. 1910).
- (4) このLoeb ケースは伝統的な会社法の理論と充分な解決を与える場合をのみ、反トラスト法の問題として取扱うことが不適切であるという批評を述べた。 D. Berger & B. Bernstein, *op. cit.*, pp. 814-815.
- (5) E. g., *Kaufman v. Dreyfus Fund Inc.*, 434F. 2d 727 (3d Cir. 1970) cert. denied, 401 U. S. 974 (1971).
- (6) E. g., *Loeb v. Eastman Kodak Co.*, 183F. 704 (3d Cir. 1910).
- (7) E. g., *Reibert v. Atlantic Richfield Co.*, 471F. 2d 727 (10th Cir.) cert. denied, U. S. 938 (1973).
- (8) E. g., *Volasco Prods. Co. v. Lloyd A. Fry Roofing Co.*, 308F. 2d 383 (6th Cir. 1962) cert. denied, 272 U. S. 907 (1963).
- (9) E. g., *Melrose Realty Co. v. Loew's Inc.*, 234F. 2d 518 (3d Cir.) cert. denied, 352 U. S. 890 (1956).
- (10) E. g., *Billy Baxter, Inc. v. Coca-Cola Co.*, 431F. 2d 183 (2d Cir. 1970) cert. denied, 401 U. S. 923 (1971).
- (11) E. g., *SCM Corp. v. Radio Corp. of America*, 407F. 2d 166 (2d Cir.) cert. denied, 395 U. S. 943 (1969).
- (12) E. g., *Productive Inventions, Inc. v. Trico Prods. Corp.*, 224F. 2d 678 (2d Cir. 1955) cert. denied, 350 U. S. 936 (1956).

- (3) E. g., *United Egg Producers v. Bauer Int. Corp.*, 312F. Supp. 319 (S. D. N. Y. 1970).
- (4) *上掲の註釋 Comments*, 47 *Missi. L. J.* 513 (1976).
- (5) *South Carolina Council of Milk Producers, Inc. v. Newton*, 241F. Supp. 259, 263 (E. D. S. C. 1965); *Congress Building Corp. v. Loew's Inc.*, 240F.2d 587 (7th Cir. 1957). 被告は被告が原告のメンバーであるの被
告の認むべき権利を侵害する権利を行使する権利を認められた。
- (6) *Comments*, 47 *Missi. L. J.* 514 (1976).
- (7) *Comments*, 77 *Dickinson L. Rev.* 79 (1972).
- (8) *Perkins v. Standard Oil Co.*, 395 U. S. 642 (1969), *rev. 396F.2d 809* (9th Cir. 1968).
- (9) *Conference of Studio Unions v. Loew's Inc.* 193F.2d, 51 (9th Cir. 1951), *cert. denied*, 342 U. S. 919 (1952).
- (10) *Comment*, 11 *Tulsa L. J.* 546 (1976).
- (11) *Caldarone Enterprises Corp. v. United Artists Theatre Circuit, Inc.* 454F.2d 1292 (2d Cir. 1971) *cert. denied*, 406 U. S. 930 (1972).
- (12) *R. S. Sherman*, *op. cit.*, p. 382.
- (13) *Long Island Lighting Co. v. Standard Oil Co.*, 521F.2d 1269, 1274 (2d Cir. 1975) *cert. denied*, 96 S. Ct. 855 (1976).
- (14) *上掲の註釋の註 P. E. Higginbotham*, *Some Judicial Adjustments to the Rights of Recovery under the Federal Antitrust Laws*, 26 *Alabama L. Rev.* 317-18 (1974).
- (15) *Twentieth Century Fox Film Corp. v. Goldwyn*, 328F.2d 190 (9th Cir. 1964); *Hoopes v. Union Oil Co.*, 374F.2d 480, 485 (9th Cir. 1967).
- (16) *Mulvey v. Samuel Goldwyn Prods.*, 433F.2d 1073 (9th Cir. 1970) *cert. denied*, 402 U. S. 923 (1971).
本註の註釋 *Recent Cases*, 24 *Vand. L. Rev.* 803-808 (1971).
- (17) *J. L. Alioto & P. J. Donnici*, *op. cit.*, pp. 214-215; *D. B. Lytle & B. Purdue*, *op. cit.*, p. 820; *Pollock*, *op. cit.*, pp. 17-18.

- (82) M. Handler, *The Shift from Substantive to Procedural Innovations in Antitrust Suits*, 71 *Colum. L. Rev.* 27 (1971).
- (83) D. Berger & R. Bernstein, *op. cit.*, p. 835.
- (86) R. S. Sherman, *op. cit.*, pp. 386-387; Comment, 24 *Vand. L. Rev.* 807 (1971).
- (87) *Calderone Enterprises Corp. v. United Artists Theater Circuit, Inc.*, 454F. 2d 1292 (2d Cir. 1971) *cert. denied*, 406 U. S. 930 (1972).
- (88) *Radovich v. National Football League*, 352 U. S. 445 (1957).
- (89) *Ibid.* at 454.
- (90) *Radiant Burners Inc. v. People Gas, Light & Coke Co.*, 364 U. S. 656 (1961).
- (95) *FTC v. Fred Meyer Inc.*, 390 U. S. 341 (1968).
- (96) *Poller v. Columbia Broadcasting Sys. Inc.*, 368 U. S. 464, 473 (1962).

四 最近の動向

(一) マラムード (Malamud) 判決の意義

最近の下級審判決⁽¹⁾は既述した二つの基準とは全く異なった公法における基準を採用し、これまでの基準が訴答段階における原告に対して、あまりに多くの証明を要求し過ぎることを理由に、これを否定した。このような裁判所の動きに対して次の点を考慮する必要がある。第一に、このケースは反トラスト法のスタンディング問題に新しい方向づけをする役割を果たすだけの価値を有するか否か。第二に、このケースが採用する理論は従来の基準との間にいかなる相異点を持つか。第三に、公法的スタンディング要件を反トラスト法の領域に導入することが望ましいか否かである。

先ず、このケースの概要を述べることから始めなければならない。原告、マラムード (Malamud) が所有し経営する三つの会社がガソリン・スタンドの拡張計画を実施していたが被告、シンクレア (Sinclair) 石油会社がガソリンその他の石油製品を供給することにより財政的援助をすることを口頭で約束した。しかし、被告は数カ月後に供給を停止したので原告は被告との分配契約の早期解消を求めたが被告は拒否した。原告は被告の態度は石油製品市場における現状維持を企図し、原告が他の供給者と分配契約を結ぶことを阻止する為のものであり、シャーマン法第一条の不当な取引制限に該当し、更に究極的にはクレイトン法第三条の競争の減少になることを理由にクレイトン法第四条の下で訴えた。被告側は原告には反トラスト訴訟を提起すべきスタンディングが欠如していることを理由に略式裁判を申立てたが、事実審 (trial court) は拒否した。第六巡回裁判所は原告にスタンディングを許した。この裁判所の立場は、先ず、従来の反トラスト法スタンディング要件決定基準を捨て、伝統的な公法におけるスタンディング決定の為にデータ (Data) ケース⁽²⁾において最高裁が展開した基準を望ましいものとして採用した。第二に、この基準の下で被告が約束した財政援助を履行しなかったことにより原告が経営の拡張ができなかったことによる損害は事実に損害 (injury in fact) を意味し、シャーマン法とクレイトン法によって保護される利害関係区域 (zone of interest) に含まれることを指摘した。

以上の事実を確認した上で最初に提起した問題点の第三である公法上のスタンディング決定基準を反トラスト法の領域に導入することの是非について指摘する。そこで、先ず公法上のデータ (Data) ケースについて要点を指摘する。このケースはコンピューター・サービス業務に携わる原告が、国立銀行が銀行業務に付随して他の銀行もしくは顧客に対してデータ処理業務を提供することを許す「通貨監査官規則 (ruling of the Comptroller of the Currency)」によって競争上の経済的損害を被ったとして訴えたものである。その際に原告が依拠したのは、銀行サービス会社が

銀行業務以外の行為をすることを禁止した「銀行サービス会社法 (The Bank Services Corporation Act)」の第四条であった。最高裁は新しい基準を示して原告のスタンディングを認めた。即ち、スタンディングの必要条件として第一に、憲法第三条に要求された事実的損害 (injury in fact) があるか否か、第二に訴人によって保護されるべく求められている利益が法令もしくは、憲法上の保証によって保護もしくは規制されるべき利害関係区域 (zone of interest) に含まれるか否か、であることを示し、行政行為に対して抗議する資格を有する階層を拡大することに積極的な支持を示した。

しかし、このデータ (Data) ケースの基準を自動的に反トラスト法の事実に応用することについて多くの疑問が出されている。第一にデータ (Data) ケースの第二の基準である利害関係区域 (zone of interest) について公法学者間に意見の一致が見られていないこと⁽³⁾。第二に最高裁は、このデータ (Data) ケースの基準の有効性を行政訴訟手続法 (APA) の下での訴訟に限定すべきことを主張し、下級審も同様に政府の行為に対する訴えに限定すべきことを指摘していること⁽⁵⁾である。しかし、マラムード (Malamud) 判決は、ここに指摘された事実を十分に認識した上で次の二つの根拠に基づいて対抗する。その第一は二つのケースの類似性に根拠を求めている。即ち、データ (Data) ケースの依拠した行政訴訟手続法 (APA) 第七〇二条とクレイトン法第四条は共に訟訴資格を広く与える為に包括的な規定を採用していること、更に両規定が他の法規規定の下で訴訟原因を持つ者に対しスタンディングを許しうることとを指摘した。第二に、私的反トラスト訴訟の性質もしくは政策に焦点を向け、次のように指摘した。「第四条の下での私的訴訟は重要な実施的価値を有するが故に公的訴訟の性質を有する。行政法領域における訴訟と同様に私的反トラスト訴訟は私的原告の主張する損害の救済と自由競争における重要な公的判益 (public interest) を擁護することの両方を求める⁽⁶⁾」。

先ず、第一の根拠について、この指摘は両規定の立法的体裁の一致について言及するのみで、その背後の立法目的についての本質的な相違を無視していると批判されている⁽⁷⁾。特にクレイトン法第四条の制限的な解釈を支持する者による批判として、行政法的訴訟では金銭賠償を請求することは稀であるので、その規定の解釈によって原告の数が増大することは被告にとって重要なことではないのに反して、三倍賠償訴訟では被告にとって重大な問題を含むことになること、従って、このような本質的な相違を無視してマラムード (Malamud) 判決が行政法的な拡張解釈を採用したことは誤りであるとする⁽⁸⁾。次に第二の根拠については説得力を持つものとの評価がなされているが、このような二つの訴訟の目標が一致すると言うことのみではデータ (Data) 基準の採用が第四条の目的達成に適するとの結論を支持しえないとの批判がある⁽⁹⁾。即ち、公的訴訟と私的訴訟の重大な相違は被告が政府もしくは、その所属機関であるか個人であるかにある⁽¹⁰⁾。この相違から生じる政策の差異を無視して同一基準の下で判定を下すことは望ましい解決策ではないと批判されるのである⁽¹¹⁾。

以上のような批判を受けているが、マラムード (Malamud) ケースが従来のアプローチに欠けていた多くの長所を有することも無視しえない。先ず、この判決が依拠した公法の領域において展開されてきた伝統的なスタンディング要件は訴答段階において原告が証明すべきことを最少限にとどめることを原則とする。従って、このデータ (Data) ケースを採用したことにより反トラスト訴訟において遠因 (Proximate cause) について決定を下す以前にメリット (merits) に関するあらゆる事実を調べることが保証し、原告に証明の機会を十分に与えることが指摘される。第二に一層重要な長所と言えることは、この判決が従来のアプローチではスタンディング決定の基準が遠因 (proximate cause) に向けられていたのを改めて第四条の立法目的に焦点を向けた点である⁽¹²⁾。この判決の真の評価は今後の判例および評釈を待たなければならぬが、少くとも、この判決がスタンディング問題をめぐる下級裁判所間の長い対立

と混迷の解決のために一条の光を投げ入れたことは否定しえない。それは長い間、待たれている最高裁による判定への足がかりとしての役割を果たすものと考えられるからである。⁽¹³⁾ その意味で重要な判決であったと云えよう。

(二) 解決への道

このマラムード (Malamud) 判決が導火線としての機能を果たした結果、反トラスト法におけるスタンディング問題についての混迷状態に終止符を打つべく種々の解決策が提言されているので以下に概要を述べることとする。解決への主張を便宜的に大別すると、第一のグループは第四条の制限的解釈の必要性を主張し、従来のアプローチを踏襲する立場であり、第二は従来のアプローチとは異なった基準の導入が望ましいと考える立場である。

先ず第一のグループは、従来、下級裁判所が反トラスト訴訟のスタンディング要件を厳格に解釈してきたことの正当性を指摘した上で、それに適した理論構成の必要性を強調する。厳格な解釈を必要とする理由として挙げられることは、反トラスト訴訟の被告に課された三倍賠償義務の故に、被告が結果的に競争力を失って破滅する可能性が強い (overkill) のに反して、原告は予期せぬ利得 (windfall) を得ること、更に本来的に複雑で長期間を要する反トラスト訴訟の洪水状態 (litigation avalanche) の危険性が強く、裁判所の負担が増大すること等の弊害の発生を防止することである。この立場に立つ者は従来の目標範囲基準 (target area test) もしくは、その改善した基準を踏襲する⁽¹⁴⁾。このグループに属する者の中にも、スタンディング問題の解決は立法的になされることが望ましいことを指摘しながら、現在の議会の立法能力から判断して優れた立法が作成される見込が薄いことを理由に従来のアプローチを改善してプラグマティック (pragmatic) な基準を作ることが最善の策であるとする者がある。⁽¹⁵⁾

これに対して第二のグループの立場に共通していることは、第四条が制定された立法目的を判断の主たる要因とす

べきであるとする基本的な考え方である。しかし、具体的に採用する手段および基準は異なる。これらの提言の第一は従来のアプローチを批判した上で特殊な公式を作るのではなく、伝統的なコモン・ローの概念によって充分な解決が可能であることを主張する⁽¹⁶⁾。特にハンドラー (M. Handler) はコモン・ローにおける不法行為 (tort) の概念を基礎としてスタンディング要件決定の第一〇項目の要因を示している⁽¹⁷⁾。第二の主張は立法的解決を求める。この立場はスタンディング問題に関する混乱の最大の原因は第四条の包括的な規定に求められることを指摘し、議会が第四条の改正作業に着手して、裁判所がスタンディング要件を決定しやすい基準を明示的に示すべきであると主張する。勿論、この主張の根底には、この種の問題の解決には司法的機能よりも立法的機能の方が有利であることの確信が見られる⁽¹⁸⁾。第三の主張は連邦最高裁判所による積極的な解決の必要性を強調する。既述の如く、最高裁の無介入と言う奇妙な現象がこの問題の一つの特質を成すものであった。ある裁判所は、このスタンディング問題の混乱状態を説明することは下級裁判所の力を遙かに越えてしまっていることを指摘した⁽¹⁹⁾。確かに、最高裁がこの問題についての直接的判定を下すことを避ける限り永久に紛糾状態は続くであろう⁽²⁰⁾。その意味においても司法過程の最終段階に位置する最高裁判決が重要視されるべきことは否定しえない⁽²¹⁾。このグループに属する最後の立場は独自の理論を展開することにより、この問題の解決を企図するものである。この点で最近公表されたバーガー (Berger) とベルンシュタイン (Bernstein) の見解⁽²²⁾が注目される。

この見解はスタンディング問題に伴う公的政策的な認識した上で体系的な解決を得る為に必要な分析的枠組として四つのルールを提示する⁽²³⁾。このアプローチの第一の特徴は議会が三倍賠償規定を設定した目的を公的政策として優先させ、議会が立法に際して考慮することに失敗した弊害的効果を相殺的政策 (countervailing policy) として考慮することにより、スタンディング決定に際して二つの政策の均衡を図ることにある。特徴の第二は現代の複雑な経済

社会に発生する四つの経済現象—複数効果 (multiple effect)、分配チェーン (chain-of-distribution)、波紋的効果 (ripple effect)、合併 (merger)—を取上げて、それらの特殊な事実に対してスタンディング決定のルールを適用して、その分析的機能をテストしていることである。その上で、提案されたルールがこれらの特殊なケースにおいても優れた機能を發揮し、裁判所の決定を容易にし⁽²⁴⁾ることを指摘する。この見解についての評価は今後に残された課題であるが、少くとも、その弾力的機能と将来性の点から注目に値するものと言えよう。

以上に、スタンディング問題の解決の為に提言された主張の概要を述べたが、これらの内のいずれの道を選択するかはアメリカの司法および立法の各部門に課せられた大きな課題であり、その動向に注目したいと考える。

註

- (1) *Malamud v. Sinclair Oil Corp.*, 521F. 2d 1142 (6th Cir. 1975). 本註註釈 Recent Decisions, 45 *George Wash. L. Rev.* 100-114 (1976); *Case Comment*, 10 *Valpa. U. L. Rev.* 385-398 (1976); *Notes*, 17 *Bos. Co. Ind. & Com. L. Rev.* 489-510 (1976).
- (2) *Association of Data Processing Service Organizations, Inc. v. Camp*, 397 U.S. 150 (1970).
- (3) *K. C. Davis*, *op. cit.*, pp. 471-473; *Note*, 27 *Hastings L. J.* 234 (1975).
- (4) *E. g.*, *Schlesinger v. Reservists Comm. to Stop the War*, 418 U.S. 208, 227 (1974).
- (5) *American Postal Workers Union v. Independent Postal Sys. of America, Inc.*, 481F. 2d 90 (6th Cir. 1973).
- (6) 521F. 2d at 1151.
- (7) *Notes*, 17 *Bos. Co. Ind. & Com. L. Rev.* 502 (1976).
- (8) *R. S. Sherman*, *op. cit.*, pp. 398-399.
- (9) *Notes*, 17 *Bos. Co. Ind. & Com. L. Rev.* 504 (1976).

- (9) Comment, 11 *Tulsa L. J.* 556 (1976).
- (11) R. S. Sherman, *op. cit.*, p. 400.
- (12) *U.S. Supreme Court* Comments, 7 *Seton Hall L. Rev.* 601 (1976); Comment, 11 *Tulsa L. Rev.* 560 (1976).
- (13) Case Comment, 10 *Valpa. U. L. Rev.* 398 (1976).
- (14) J. L. Alioto & P. J. Donnici, *op. cit.*, p. 215.
- (15) *U.S. Supreme Court* Comments, D. B. Lytle & B. Purdue, *op. cit.*, p. 820.
- (16) R. S. Sherman, *op. cit.*, pp. 404-405.
- (17) M. Handler, 71 *Colum. L. Rev.* 1-36 (1971); L. A. Sullivan, *op. cit.*, pp. 769-774.
- (18) M. Handler, *op. cit.*, pp. 30-31.
- (19) Comments, 7 *Seton Hall L. Rev.* 611 (1976). *U.S. Supreme Court* 第一に議会の委員会の構成メンバーは法律家はかりひなく経済界など関係する分野の経験者から成るものと、第二に司法的解決が個別的であるのに対して立法的解決は包摂的であるというべきである。
- (20) Wilson v. Ringsby Truck Lines, Inc., 320F. Supp. 699 (D Colo. 1970).
- (21) Comments, 77 *Dickinson L. Rev.* 92 (1972).
- (22) Comment, 11 *Tulsa L. Rev.* 562 (1976).
- (23) D. Berger & R. Bernstein, 86 *Yale L. J.* 809-883 (1977).
- (24) *Ibid.*, pp. 858-864.
- (25) *Ibid.*, pp. 866-882.

五 結 び

反トラスト法違反行為は無限の経済的效果を与える。特に現代の複雑に錯綜する市場構造において一つの反競争的行為は、直接の取引関係者は勿論のこと、その他の多数の者に何らかの損害を与えることは予測しえる。このような

状況において損害を被った者の内のいかなる範圍の者に金銭賠償請求権を許すべきかの決定は重大な問題と言わざるを得ない。それは単に訴訟技術的問題にとどまらず、国の大きな政策決定問題に発展する。スタンディング問題が今日のアメリカ反トラスト法領域において最も錯雑した問題として論じられていることは当然のことと言えよう。

この小論文は紙数の制限もありスタンディング問題の輪廓を述べたに過ぎないが、この問題の究極的解決は立法手段に委ねられるべきことを指摘しえる。この問題をめぐる六〇年間の論争の終止符は結局、アメリカ政府による政策判断に依存する以外に打つべき手段は見い出せないであろう。三倍賠償による積極的な救済から得られる私的訴訟手段による反トラスト法の実施的効力と、それに付随して生ずる弊害的現象との均衡をどこに求めるかが、この問題の最初にして最後の目標と言えるであろう。下級裁判所におけるアプローチの乱立も、まさに、この目標に対する努力の結果であったと言うことも可能であろう。

現在、この問題に対する種々の解決策が提言されている。そのいずれの道を選択するかはアメリカの各関係部門の英知の結集された段階において決定されることであろう。しかし、この決定および、そのプロセスは我国にも多大の影響を与えずにはおかない。最近、我国においても顯著となりつつある消費者保護政策の今後の展開は独占禁止法違反に対する訴訟問題の解決に直面せざるを得ないからである。その意味でもアメリカの今後の動向が注目されなければならぬであろう。

(アメリカ・カリフォルニアにて)

追記

本論はアメリカ留学中に執筆したものであり、我国の文献に触れることができなかった。この点の整理は他日を期したい。